



広報 えびな

編集・発行 海老名市役所 市長室
〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の1
☎(046) 231・2111(代) ㊚(046) 233・9118
URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

「広報えびな」は、市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。
☎ 同センター (☎292・0303)

今年から

税制が変わります

図1 定率減税の廃止



例えば… 夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)



	平成18年	平成19年
市・県民税	200,000円	298,500円
・定率減税	△14,700円	
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	△26,300円	
合計	422,000円	464,000円

※子どものうち1人が特定扶養家族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※平成19年の額には、個人県民税の超過課税分を含んでいます。

平成18年度に行われた税制改正により、19年から市・県民税と所得税の税率が変わります。今回は、定率減税の廃止や、県が独自に取り組む水源環境保全・再生のための県民税の超過課税なども合わせ、今年から実施される税制改正の概要をお知らせします。

●定率減税の廃止

所得税や住民税を一定の割合で減額する定率減税が、所得税は今年1月、住民税は6月から廃止されます(図1)。

●高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置

高齢者非課税措置は、年齢に関わらず公平に税を負担し合うため、平成18年度分から廃止されました。ただし、18~19年度は経過措置が取られ、20年度以降、全額課税となります(図2)。

●個人県民税の超過課税

県では、水源環境の保全・再生の事業に継続的に取り組むため、その財源として個人県民税の均等割と所得割に、一定の金額を上乗せする超過課税を実施します(図3)。

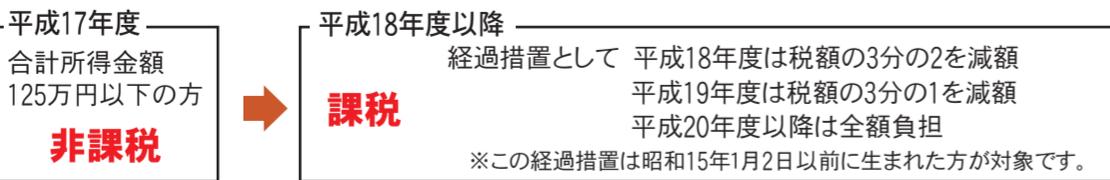
- ・実施期間 平成19年度~23年度分(5年間)
- ・税率 ▷均等割 1000円→1300円
▷所得割 4%→4.025%
- ・納税者1人当たりの平均負担額 年額約950円。
※高齢者非課税措置の廃止に伴う減額を受けている方は、20年度分から負担。

●所得税と個人住民税が変わります

税制改正により、所得税(国税)の一部が個人住民税(地方税)へ移されます。このため、平成19年から所得税が減り、住民税が増えますが、どちらも税率が見直されるため、全体の負担は変わりません(定率減税などを含まない)。

☎ 市民税課 (☎235・8594)

図2 高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置



例えば… 70歳独身・年金収入200万円(年額)



	平成17年	平成18年	平成19年
市・県民税	非課税	23,900円	41,300円
・定率減税		△1,500円	
・経過措置減額(2/3)		△14,967円	△13,834円
所得税	34,800円	34,800円	17,400円
・定率減税	△6,960円	△3,480円	
合計	27,840円	38,753円	44,866円
(税額)	(27,800円)	(38,700円)	(44,800円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

☎ 市民税課 (☎235・8594)

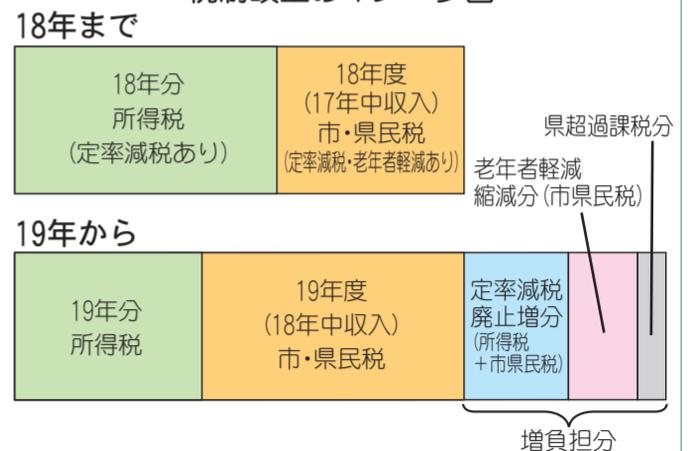
図3 超過課税実施による年収別の個人県民税負担額の状況(試算)

(単位：円)

年収額(万円)	夫婦2人の世帯						単身の世帯					
	年間負担額(A+B)	新たな負担			これまでの負担	年間負担額(C+D)	新たな負担			これまでの負担		
		A	均等割分	所得割分			C	均等割分	所得割分		均等割分・所得割分D	
300	4,900	300	(25)	300	0	4,600	52,200	600	(50)	300	300	51,600
500	55,800	600	(50)	300	300	55,200	106,100	900	(75)	300	600	105,200
700	119,400	1,000	(83)	300	700	118,400	164,100	1,300	(108)	300	1,000	162,800
1,000	218,400	1,600	(133)	300	1,300	216,800	263,100	1,900	(158)	300	1,600	261,200

※1 年収額(収入は全て夫の給与所得とした)から夫婦2人の世帯および単身の世帯それぞれの諸控除を差し引いて所得金額を計算し、定率減税による影響を含めて、年額の負担額を算定した。()内は月額。
※2 夫婦2人の世帯は、子どものうち1人の年齢が16歳~22歳(特定扶養家族)として試算した。

税制改正のイメージ図



※各年の収入等の違いにより税額差があります。